

第4号協議案

平成29年度分の都と特別区及び特別区相互間の
財政調整の特例に関する条例（案）について

上記協議案を提出する。

平成30年2月1日

都区協議会会長
小池百合子

(説明)

地方自治法第282条の2第2項の規定に基づき、平成29年度分の都と特別区及び特別区相互間の財政調整の特例に関する条例について協議する必要があるので、この案を提出する。



平成二十九年度分の都と特別区及び特別区相互間の財政調整の特例に関する条例（案）について

一 制定の目的

平成二十九年度分の都と特別区及び特別区相互間の財政調整について、交付金の総額の増加に対応するため、単位費用に特例を設ける。

二 制定の内容

単位費用の一部を改める。



第
号議案

平成二十九年度分の都と特別区及び特別区相互間の財政調整の特例に関する条例

右の議案を提出する。

平成三十年 月 日

提出者

東京都知事

小池百合子

平成二十九年度分の都と特別区及び特別区相互間の財政調整の特例に関する条例

都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例（昭和四十三年東京都条例第十五号）別表に定める単位費用は、平成二十九年度分に限り、同表一の部二の款4の項中「一四二、四一五円」とあるのは「一六六、三八四円」と、同部三の款1の項中「九、二四六円」とあるのは「九、二五七円」と、同表二の部一の款1の項中「九六九円」とあるのは「九九二円」と、同部二の款1の項中「四三五円」とあるのは「四四五円」と、同款2の項中「三、八一七円」とあるのは「三、九一九円」と、同款3の項中「一、八二三円」とあるのは「一三、一五〇円」と、同部三の款1の項中「二九一円」とあるのは「二九八円」と、同部四の款1の項中「二六九円」とあるのは「一七三円」と、同部五の款1の項中「一三一円」とあるのは「一三四円」と、同部六の款1の項中「七六〇円」とあるのは「七八〇円」と、同款4の項中「一、九一三円」とあるのは

「二、九一六円」と、同部七の款1の項中「六一、一七三、六七一円」とあるのは「六二、七〇三、五八五円」と、同款2の項中「六八、一三七、三〇六円」とあるのは「六九、七七六、九三九円」と、同款3の項中「二、四三六円」とあるのは「二、四九五円」と、「七九、五六一円」とあるのは「八一、六七六円」と、「一、五九六円」とあるのは「一、六三五円」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

平成二十九年度分の都と特別区及び特別区相互間の財政調整について、再算定を行う必要がある。

